



労働社会保険制度をめぐる法改正、人事労務管理のトレンドを正射必中します

## 【特集】労働者代表の選出

年度末は労使協定の季節です。36協定や裁量労働制、派遣労働者の同一労働同一賃金など更新準備を進めているのではないかと思います。従業員代表者の法定基準は満たしているでしょうか。選出プロセスは適正に行われているでしょうか。改めて代表者選出のルールを確認しましょう。

### 労働者代表の選出方法

- ① 労働者の過半数で組織する労働組合がある場合⇒その**労働組合（過半数組合）**
- ② ①以外の場合⇒**労働者の過半数を代表する者（過半数代表者）**

### 過半数組合と過半数代表者の条件

#### 過半数組合：労働組合員数／全労働者 > 50%

- ・正社員、パート、アルバイト等、事業場の全労働者の過半数で組織する労働組合であること

#### 過半数代表者：①～③の条件を満たす者

- ① **労働者の過半数を代表していること**
  - ・正社員、パート、アルバイト等、事業場の全労働者の過半数を代表していること
- ② 正社員、パート、アルバイト等、事業場の全労働者が参加した**民主的手段で選ばれていること**
  - ・労使協定の目的を明らかにすること
  - ・投票や挙手、労働者の話し合い、持ち回り決議などの手続によること（会社の指名はNG）
- ③ 労働基準法で定める**管理監督者ではないこと**



### ここがポイント

#### ● 不適正な代表者選出に注意

労使協定には、本来法令違反事項であっても協定を締結することで罰則が適用されない「**免罰的効力**」があります。

しかし労働者代表の法定条件を満たしていない労働組合や過半数代表者と締結した場合、労働基準監督署に届け出ていたとしてもその協定は無効となります。

結果として労働者に時間外労働を命じたり、裁量労働制等で働かせることができなくなります。

労働者代表の条件を満たしているか確認しておきましょう。

### 労務Room Q & A

Q

大規模な事業場においてメールやSNS等で代表者を選出する際に注意したほうがよいことはありますか？

A

メール等で労働者代表を選出する場合、代表者について明確に賛意を表しているか確認する必要があります。

例えば「返信がなければ賛成したものとみなす」とする方法は、明確な賛意がないと判断される可能性があります（参照：学校法人松山大学事件）。電話等により改めて意見を確認するなどの措置を講じたほうが良いでしょう。

## 冬の一票は、清いのか、白いのか

90年前の昭和11年（1936年）、近代日本史上最大のクーデター「2・26事件」が起きました。降雪のなか多くの政府要人が襲撃され、国家の中枢機関が3日間機能不全に陥りました。教科書に必ず載る事件ですが、その6日前の2月20日に行われた衆議院議員総選挙については、ほぼ教科書には載りません。

2・26事件は戦争の足音が聞こえ始めた象徴的事件として位置づけられることがあります、2・20総選挙は、戦前において政党政治勢力が最高潮を迎えたつあった時期でもありました。

年明け早々から選挙の季節になりました。2月の選挙は歴史的にも少ないそうです。雪の季節で投票率が下がらないか、受験シーズンで若者が投票に出向くのか、ネット選挙に拍車がかかるのか、課題も積雪、いや山積です。

上記の選挙の投票率は約80%でした。当時は25歳以上の男性が有権者で、女性や若者には投票権がありませんでした。選挙権のない人たちの思いも背負って寒空のなか投票したのでしょう。

かじかむ手で投じた民意が、1週間後に武力で覆されてしまった無念に思いを馳せながら、期日前投票にせよ、投票日当日にせよ、好天を祈りたいと思います。

「如月の 雪降る冬の一票は 清きか白（票）きか 天のみぞ知る」。

おあとがよろしいようで。



## 【魚くん探知記】今月の一尾

### 姥貝：うばがい

俗称の「北寄（ホッキ）貝」ほうが有名です。名産地の北海道苫小牧では9cm以上のものだけ出荷して“プライドフィッシュ”を維持しています。

冬から春先までが旬とされていますが、苫小牧では7~11月に身が大きく肉厚な「夏ホッキ」も名産として愛されています。

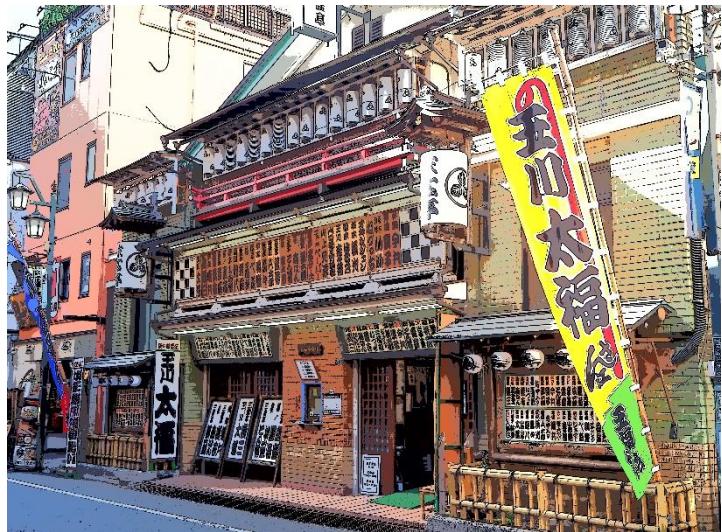
タウリンの含有量が非常に多く、肝機能の向上、コレステロールの低下、眼精疲労の予防などによいとされます。

“姥”貝の名前に象徴されるように貝類のなかでは長生きします。

ゲン担ぎに北寄貝を食べて、一念ホッキに貝（開）運と長寿を祈ってみてはいかがでしょうか。



## 【一劇必撮】今月の一枚



新宿末広亭

## 発行

### Mikura Labor & Social Security Attorney Office みくら社会保険労務士事務所

〒151-0053

東京都渋谷区代々木1-30-14

天翔代々木ANNEXビルB1F

TEL : 03-3370-3733

FAX : 03-6300-4740

URL : <https://www.mikura-sr.com>

個人情報の保護に敏感です



S R P II 認証事務所



SECURITY ACTION  
自己宣言者



電子申請・情報セキュリティ  
宣言事務所



mobile  
website